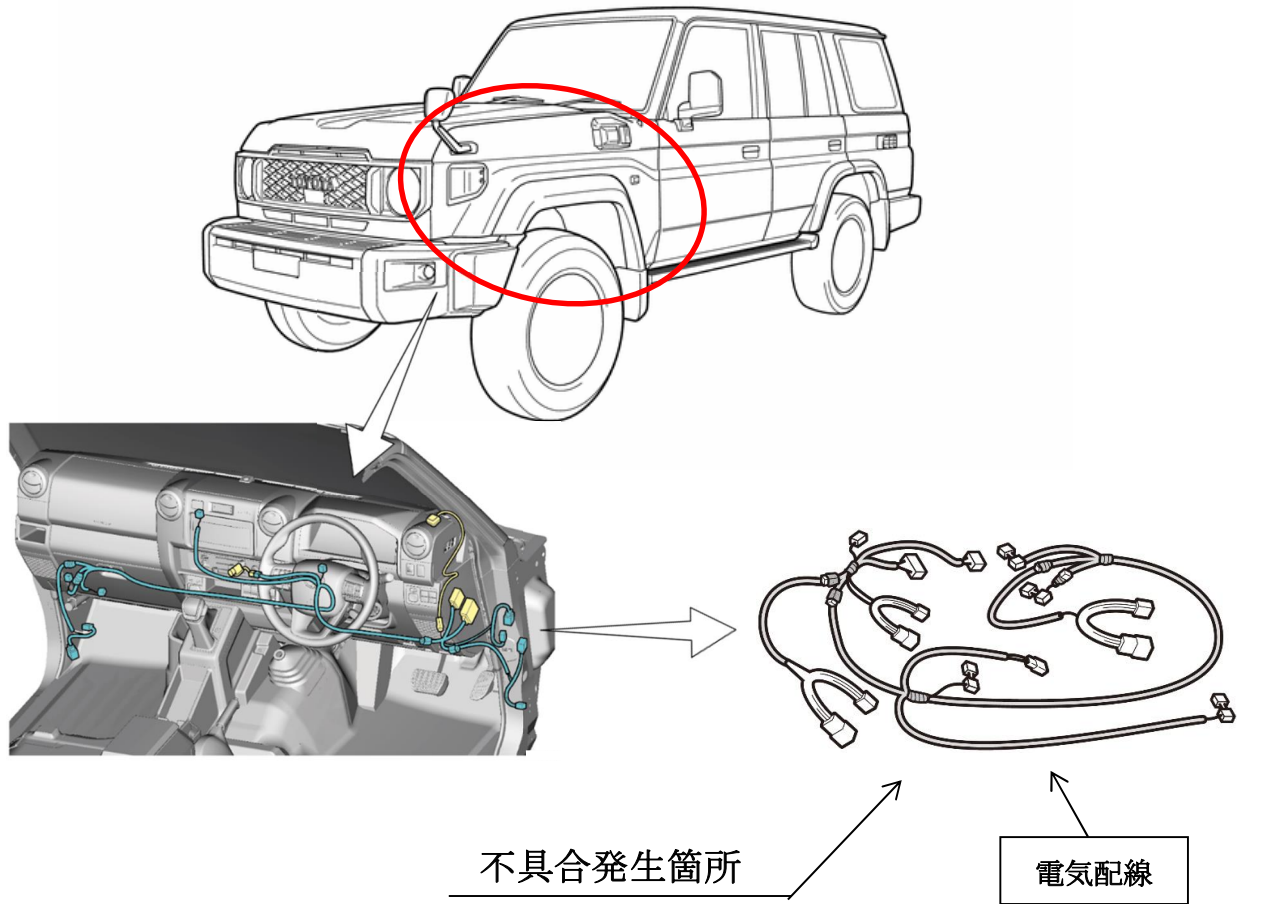


改善箇所説明図



注： は交換部品を示す。

後付け用品として設定したオートアラーム(盗難防止用アラーム)において、車両に接続する電気配線の検討が不十分であったため、エンジン作動中にアラームが起動することがあり、また法規で定められた方法以外でアラームを解除することができる。そのため、保安基準第43条の5(盗難発生警報装置)に適合しない。

改善の内容

対象のオートアラームが後付け装着されている車両について、当該電気配線を改善品に交換する。

識別

改善済車両には車台番号の1桁目の左に黄色ペイントを塗布する。